

仕様書「砂防堰堤土砂等浚渫業務」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：水無瀬、浅倉 075-222-3476)

1 業務名

砂防堰堤土砂等浚渫業務

2 業務の目的

歴史的風土特別保存地区内の当課所管地（市有地）にある砂防堰堤内に土砂や流木が堆積し、満杯に近い状態となっているため、砂防堰堤の機能維持を目的とし、土砂等の浚渫を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市右京区嵯峨亀山町 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

6 業務内容

- ・砂防堰堤内の堆積した土砂を使用し、大型土のう（フレコンパック 1 m³）10袋（10 m³分）を現地で作成する。
- ・作成した大型土のうは、別紙「参考イメージ図」をもとに設置し、堆積した流木（5 m³分）をその裏側に移動させ、安全に集積する。
- ・業務範囲には、車両や工事用機械では寄り付けないので、作業等は人力で行う必要がある。
- ・業務範囲やその付近には斜面等も含まれるため、作業の安全に留意すること。
- ・隣接民有地の駐車場に車両の乗入れ等が必要な場合は、余裕をもって、事前に発注者に連絡し、承諾を得ること。

7 支払条件

- ・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び処分伝票の写しを添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・ 本業務に必要な材料費、労務費、機械運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務範囲までは、車両の乗入れや小型重機の進入ができない。
- ・ 本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- ・ 作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇所図



箇所図詳細



砂防堰堤土砂等堆積状況



隣接地境界付近状況



堆積土砂等浚渫（参考イメージ図）

